

# タイ国の奨励産業の動向

の 野      なか      こう      いら  
中      中      耕      一

## はじめに

タイ国は1961年1月より1961年～66年にわたる第1次6ヵ年間発計画を發表し、それを実施中である。その目的と方針は国民所得の増加率の上昇をはじめ、農業の生産性の向上と生産量の増大、森林の保護、運輸交通事業の改善と迅速化、電力等公益事業の着実な実施、商業部門の整備、公共保健部門の充実など多岐にわたる総合的なものである。さらに工業部門に対する方策は、とくに国産原料品を主として使用する工業、あるいは国内で多く需要される消費物資の製造工業部門における民間の投資を促進するというものであって、そのために政府は産業投資奨励法を公布し、国営企業の新規設立および民間産業の国有化はしない旨を明言するとともに、奨励産業に対しては、特別の保護と援助を与えている。このほか、産業の実態と技術上の知識を公開するための工業センターの設立、便利な交通運輸施設その他の関連施設をもった工業用地の提供、工業開発のための低利融資の機関としての産業金融公社の設置など関係各省の協力によって民間産業を育成しようとしている。

以上開発計画における工業化政策を概観するに、大別してふたつの大きな特徴を見出すことができる。

すなわち、工業化政策推進の母体は国内外の民間

人にゆだね、政府はそれに対してただ優遇措置をはかり、関連部門の整備をはるかに過ぎないという点。さらに工業化の方向としては国内市場にささえられた軽工業化に重点を置く、という2点である。

このような国内外の民間人のイニシアティブによる開発方式は、

(1) 国内における産業資本家の育成、すなわち国内における内発的な資本蓄積への拍車、(退蔵貨幣の資本化も含む)

(2) 海外への逃避資本の定着化、

(3) 外国資本の導入。

この3面において国内の資本形成を促進するものと思われる。

したがって奨励法の成否——ひいてはタイ国の工業化の成否は、この3方向からの資本形成がいかに促進されるかにかかっているといつてよい。

以下本論に入る前にこのような開発方式をおし進める場合に考えねばならない基本的な問題について簡単にふれておこう。

それは一口にいえば、経済循環の国内均衡と国際均衡をいかに維持するかという問題と外資導入の国民経済に与える影響のいかんである。

生産が社会的に行なわれる場合には、いうまでもなく一方に資本および労働の生産要因市場と、他方に生産物の販売市場とが成立して、これらはひとつの経済循環の中で完結していなければなら

ない。もちろんこれら諸市場の成立の度合いは、経済の発達もしくは資本の蓄積段階によって規定されている。

奨励産業はどのようにして上記諸市場を編成組織しながら経済の循環構造に自己を組み入れて行くであろうか。

上記の労働、資本、生産物販売のどれもが生産活動に欠くべからざるものであるが、とりわけ生産物販売市場の獲得のいかんが奨励産業の死命を制するといつてよいであろう。

この販路の問題が次の国際均衡の問題につながる。というのは、奨励産業は国際競争力を持つことは早急には望めないから、当然市場を国内に求めることとなるが、このことは、1企業にとっては単に国内の既存産業や先進諸国の産業との競争の問題に過ぎないが、1国全体にとっては、国際収支の問題となるからである。

それは奨励産業がいかに国内の資源開発に重点を置くとはいえ、実際には機械・装置・工場建設資材を含めて、かなりの原材料を輸入せざるをえないという事情から生じる。したがって外国援助や借款を除外して考えれば、この問題を解決するためにはどうしても、

- (1) 奨励産業が国際競争力をつけること、
- (2) その他の輸出生産物を生産すること、

によらざるをえない。

後者は、世界の需要に見合った方向への農業の多様化、とくに米以外の商品作物への転換によって可能であろう。

前者は、ひとつには低廉豊富な労働力を用いることによって、またひとつには生産性の高い資本設備を用いることによって可能であるが、この場合には必然的に外国資本、とくに合弁事業の形態による資本の流入となってあらわれるであろう。

最後に、国内外の均衡が維持された場合に考えねばならない問題は、とくにこの開発方式が国内において蓄積された資本よりも、実際には外国からの資本に大きく頼らざるをえないという点である。

国家の手厚い保護によって育成されるこれらの奨励産業の利潤は、後述するように自由に本国への送金を認められている。したがって極端な場合には、タイ国で生み出された剰余価値はすべて国外へ持ち出されるという可能性もある。その場合に開発計画は、国民大衆にどういう意味を持つてくるのであろうか。

ところで、このレポートは上述の問題すべてに答えを出そうとするものではない。奨励法は後述するように、1954年に最初のものが出されて以来、すでに足かけ10年に達しようとしているが、操業を開始しているものはそのうちわずかであり、多数のものは目下建設中のものであったり、あるいは建設にこれから着手しようというものである。したがってこれらに対する解答は今後数年を待たなければ下せないであろうが、目下手もとにある資料を整理して、まとめておくことは今後の参考資料にもなるという意味あいから、あえて提出することにした<sup>(注1)</sup>。

以下示すように、全体は3節から成っている。第1節、第2節では、今次改正にいたる経緯と今次改正の主要点という形でまとめ、奨励法の内容を理解する材料とした。第3節は奨励産業の動向という形でまとめたが、資料の関係で残念ながら最近の動きは握めなかった。いずれ資料がととのいしだい、稿を改めて発表したい。

(注1) このレポートは、昭和37年度の産業構造委員会の成果の一部として、今年の1月に部内で発表したものであるが、その後2、3の新しい資料を入手したので若干書き改めて参考に資することにした。

## I 今次改正にいたる経緯

1962年2月9日に産業投資奨励法が改正されたが、これは1954年に初めて公布された産業奨励法から数えて、第4回目のものである。すなわち、諸産業投資奨励法は、

第1回 1954年10月4日

Act on the Promotion of Industries B. E. 2497.

第2回 1958年12月5日

(Announcement of the Revolutionary Party No. 33)

第3回 1960年10月25日

Promotion of Industrial Investment Act B. E. 2503.

第4回 1962年2月9日

Industrial Investment Promotion Act B. E. 2505.

となっている。以下これらを、それぞれ54年法、58年布告、60年法、62年法と呼ぶことにする。

1954年に第1回の産業奨励法の出された時期は、タイ国経済にとって戦後の混乱した時代を経て、ようやくにして新しい方向を求めようとする時にあたっていた。

すなわち、1932年以来タイ国政治の中心をしめてきた武官、文官の抗争が、一応武官側の勝利として終わったのが1948年4月の第3次ピブン内閣の成立であるといわれるが、その後かれは国内においては徹底的な共産主義者の弾圧、反ピブン派の掃蕩を試みると同時に、国際面では1950年の朝鮮動乱後 U. S をはじめとする自由主義諸国との連繫をますます強化した時期であった。こうした政治情勢においてタイ国経済は、1952年頃までは

世界の食料不足による米輸出の堅調にささえられて比較的順調に進んで来たが、1953年にいたって世界的な第1次産品価格の急落により、貿易収支に大幅な赤字を生じるにおよんで、本格的に経済開発に乗り出すこととなった。それには一方、日常茶飯のように行なわれる汚職、絶えまない政権争い、たいして変わりばえもしない生活などによって、民衆の中に浸み込んだ政治への不信感を一掃しようとするねらいもあつたことと思われる。

かくて1952年の工業銀行設立、1953年の経済計画委員会設置、1954年の経済開発公社(NEDC)設立、1954年の産業奨励法と矢つぎばやに政策が打ち出されたわけであるが、経済の成熟をとまなわなないこれらの諸政策は、とうてい効果を発揮すべくもなく、ほとんどその成果をみるにいたらなかった。すなわち、工業銀行は公称資本金5億バーツで、中期および長期の工業資金供与の目的で設立されたが、資本金の払い込みはわずか2000万バーツに終わり、1953年には早くも資金の枯渇をみ、後1959年に産業金融公社(IFCT)として再生するまで、みるべき活動はなかった。

経済開発公社は1954年に名目上は民間会社として、5000万バーツの公認資本をもって設立されたが、そのうち300万バーツが株主によって実際上払い込まれたに過ぎず、株主の大多数は払い込みを済まさないままに、政府機関によって保有された。その結果有能な経営者を有することなく、いたずらに赤字を重ねたことは世銀報告書に指摘されている通りである(註2)。

民間実業家の活動を保護奨励するためにもうけられた産業奨励法にしても表現が混乱しており、申請者には援助を受けるよりもむしろ罰を受けるという印象を与えるものであつた(註3)。

したがって54年法は、大して効果をあげることができなかった。54年法より奨励を受けた企業はわずかに11企業、登録資本金(registerd capital)3億6424万5000バーツ、雇用者数1470人とどまる。しかもこれら企業が工業省と契約を完了するのが、1959年末から60年初頭にかけてであって、これからも54年法がいかに空文化していたか知ることができる。こうした時に、1955年6月のピブンの突然の民主主義宣言は、国内に大きな波紋を投げかけ、この後数年間、ピブンの失脚とサリットの登場にいたるまで、タイ国の政治情勢は不安と混乱に終始した。かくて1958年のサリットの革命によって、かつての54年法はその規定が不じゅうぶんであり、必要な手続きの遅滞すること、さらには与えられた便宜が国内外の民間資本を誘致するだけじゅうぶんに魅力的ではないといったことから廃止され<sup>(注4)</sup>、立法議会招集までの暫定的措置として革命団布告33号をみることになった。そしてこれによって国内外の民間資本に対する政府の優遇措置がはっきりと打ち出されることとなった。

ついで翌年の4月13日には、その工業化政策の一環として投資委員会(Bord of Investment)が設置されるが、これによって国内外の民間投資は急増したといわれる<sup>(注5)</sup>。

こうして立法議会成立後の1960年には、第3回目の産業投資奨励法が公布され<sup>(注6)</sup>、産業投資奨励に法的根拠が与えられた。

今後改正は、60年法により保証される権利と特典の強化、および手続きの簡略化のふたつを目的として改正されたものである。

(注2) A Public Development Program for Thailand, "Report of a mission organized by the International Bank for Reconstruction and Development", 1957, p. 90.

以下 I.B.R.D. Report と呼ぶ。

(注3) 前掲 I.B.R.D. Report, p. 98.

(注4) Announcement of the Revolutionary Party の序文。

(注5) "Thailand Drive for Industrialization", *Far Eastern Economic Review*, 1960. 7. 28.

(注6) 58年布告の60年法による改正点については、アジア経済研究所、『タイの金融事情』, 1962, 203ページ参照。

## II 主要な改正点

改正法は全部で37条から成っているが、このうち18条から24条にいたる条項がとくに奨励産業に対する保護規定として重要である。

62年法により改正をみた主要点を述べるに先立ち、まず新法・旧法を通じて変わっていない諸点をあげておこう<sup>(注7)</sup>。

(1) 奨励産業は次の保障を与えられている。

(イ) 国家は奨励産業と競合するいかなる産業も起こさない(18条1項)。

(ロ) 国家はいかなる民間産業をも国有化しない(18条2項)。

(2) 土地所有について

奨励産業がタイ国において登記された株式会社もしくは法律にもとづく商社の場合、産業活動を営むために委員会の適当と認める範囲まで、他の法律の制限を越えて土地の所有を認める(19条1項)。

(3) 移民について

奨励産業は外国人の熟練労働者や専門家を配遇者を含めて、委員会の適当と認める人数および期間内で、移民法に認める範囲を越えて招聘することができる(19条6項)。

(4) 生産物の輸出は、国家の安全および経済を損わないかぎりこれを認める(19条7項)。

(5) 特別の権利および特典

これらの権利や特典のほか、承認を受けた産業は委員会の認める範囲および期間内において、次の特別の権利および特典を受けることができる。

- (イ) 競争輸入財の輸入制限および禁止 (23条1項)。
- (ロ) 競争輸入財の関税率の増加 (23条2項)。
- (ハ) 生産物の輸出税の免除または削減 (23条3項)。

さて前節においてすでに今回の改正が、ふたつの目的、すなわち権利および特典の強化と、手続きの簡略化、を持っていることは述べた。まず前者から説明する。

A 権利および特典について

(1) 輸入関税

旧法では輸入関税は、ただ産業活動に必要とされる機械、部分品、附属品の輸入に限られていて、工場建設過程で必要とされる道具や工具、工場建設資材は含まれていなかった。新法では品質・価格ともに同様な物資が国内でじゅうぶんに調達されなければ、これらすべての物品に対する輸入関税は免除される (19条2項)。

原材料に対する輸入関税の完全免除もしくは一部免除の判断および免除期間の決定は、旧法では委員会によってなされたが、新法ではこれに対する新しい規定をもうけた。

すなわち、すべての産業を国民経済にしめる重要性にしたがって A、B、C の3つのグループに分け、各グループに属する産業には次のような権利が与えられる (5条1項、2項、3項)。

- (A) 5年間にわたって、輸入関税および営業税の100パーセント免除。
- (B) 5年間にわたって、輸入関税および営業税

の50パーセントの免除。

- (C) 5年間にわたって、輸入関税および営業税の3分の1をこえない額の免除。これについても、国内で品質・価格とも同様なものがじゅうぶん得られない場合という条件が付いている (20条、21条、22条)。

そして、これら3つのグループにはそれぞれ38、18、63の諸産業が分類されている<sup>(註8)</sup>。注目すべきことは、旧法では、これに関する営業税の免除規定がまったくなかったことである。ただし、この法律施行後5年間は、(A)、(B)とも(C)として取り扱われる (24条)。

(2) 営業税

旧法では輸入に関する営業税の免除規定はない。新法ではこれに対して、奨励人が生産者であり、輸入者であり、上述19条2項に関する物品の事業に関する営業税は免除されることになった (19条3項)。

輸出に関する営業税の免除規定も旧法では見当たらない。新法ではこれに関して、委員会判断により、営業税の一部、もしくは全額の免除が可能となった。免除期間も委員会により決定される (23条4項)。

(3) 所得税の免除期間

旧法では奨励産業の産業活動から生じる利益に対する所得税の免除期間は2年間に定められていた。新法ではこの期間が5年に延ばされた。さらに旧法では、奨励証交付の日から起算して最初の5年間にこの2年間がある場合にかぎり所得税は免除されていた。したがって、工場建設が遅れれば、所得税免除期間は工場が完成する前に終わってしまうという可能性もあった。新法ではこの矛盾を解決するために生産物の販売のあった会計期間から起算することに改めた。ただしこの所得税

免除は企業拡張の場合には適用されない（19条4項）。

(4) 外貨の送金

旧法では外国からの投下資本またそれから生じた利益金の場合のみ外貨での持ち出しおよび外国送金を認めた。

新法ではこの権利を拡げ、外国からの借款またその資本から生じた利益金、借款の利子払い、特許料の支払い等にいたまるで、あらゆる種類の通貨での送金を認めた。ただし国際収支が危機に際しては、Bank of Thailand は、外貨送金の一時停止もしくは制限を要求することができる（19条5項）。

B 手続きの簡略化

(1) 奨励産業のグループ分け

旧法では奨励産業の業種、規模、その他の条件は省令 (Ministerial Regulation) によって定まっていた(註9)。

新法では、すべての産業を(A), (B), (C)の3グループに分け (A), (B)クラスは省令で定めるが (C)グループに属する産業は首相の承認のもとに投資委員会の告知によって定められる(前述A-(1)参照)(5条1項, 2項, 3項)。このため省令で必要とされる内閣の承認、その他の諸々の法律上の手続きが簡略化され、手続きはわずか2～3日以内に終了することが予想される。

(2) 投資委員会委員数の変更

旧法では委員会は13人の職権委員、36人の内閣任命よりなる49人で構成されていた。新法では、内閣任命委員を議長を含めて15人を超えない人数に制限した(6条, 7条)。委員会は半数以上の委員が出席しなければ成立しないが、新法では定足数が少ないので、委員会は比較的容易に成立することが予想される。

(3) 執行委員数の変更

委員会から選ばれる執行委員は議長を含む9人であったが、これが7人に減らされた(11条)。

(4) 奨励証書の交付

今までは委員会が産業活動の奨励を認めた場合、最終的には内閣の承認を得なければならなかった。新法では、委員会が必要と認めれば内閣の同意なしに委員会議長がただちに奨励証書を交付することができるように改正された(16条)。このような事務手続きの簡略化は、ひとつには時間を短縮して、その間に起こりうる政治的干渉および汚職の機会を無くそうというねらいも含まれている。

(註7) この章は主として次の資料を参考にした。

1. The Industrial Investment Promotion Act B. E. 2505.
2. 日本輸出入銀行調査部、『海外調査資料』, 第29号, 48ページ。
3. “Investment Law Simplified”, *Far Eastern Economic Review*, 1962. 4. 5., p. 13.
4. Ministerial Information No. 2333, “Thailand’s New Law to Promote Industrial Development”.
5. “Investment in Thailand”, *Far Eastern Economic Review*, 1963. 1. 24, p. 149.

(註8) (A),(B)グループについては省令 (Ministerial Regulation) No. 1 B. E. 2505 として、官報 (*Royal Thai Government Gazette*) Vol. 79. Part 13, 1962.

グループ	No.	業種	規模	条件
(A)	10	トラクタ ー製造お よび組み 立て	年産100台 よりも少 なくない 能力を 有すること。	委員会で承認を受けた機械および装置を使用すること。
(B)	2	造船業	200万パー ツよりも 少くない 投資資本 を必要と する規模。	建造船は排水トン数100トン以下であってはならない。また機械および装置は委員会によって承認を受けたものを使用すること。
(C)	19	電球	あらゆる規模	機械および装置は委員会によって承認されたものが使用されねばならない。

等々。

2. 10 に報ぜられている。その数はそれぞれ38, 18。  
 また(C)グループについては同じく官報 Vol. 79, Part 25. 1962. 3. 13 に投資委員会布告 No. 1 として報ぜられている。その数63。その後官報 Vol. 79, Part 69 によって(C)グループは66となった。  
 これによって、業種、規模、条件が規定されている。参考までにその1例を前ページ表に示す。  
 (注9) 60年法の奨励産業のリストは、仏暦2503年産業投資奨励法、省令第1号により定められている。

### III 奨励産業の動向

第1表 奨励産業数の推移 (1960年末まで)

	54年法	58年布告	累積合計
1957年	2	—	2
1959年 6月		2	4
11月		16	20
12月	4	8	32
1960年 2月	4	1	37
5月	1	1	39
6月		16	55
7月		7	62
8月		6	68
9月		6	74
10月		5	79
不明		1	80
合計	11	69	80

(注) 54年法については工業省と、58年布告については投資委員会との契約を完了したのものについてのみ記載した。  
 (出所) Ministerial Information より作成。利用した資料の Number は節末の(注10)に一括してまとめた。

さて前節で奨励産業がどのような優遇措置を受けるかを明らかにしたので、この節では最近の奨励産業の動きを、主として Ministerial Information を利用して紹介することにする(注10)。

(1) まず各奨励法もしくは布告によって奨励を受けた奨励産業数の推移についてみよう。

第1表は1960年末までの結果を示したものであるが、既述したように54年法によるものはわずか11企業で、しかも工業省と契約は大部分が59年末にいたるまで行なわれていない。しかるに一方58年布告は59年に入るとただちに効果を発揮しはじめ、60年末には69企業に達し、両者による奨励産業は80企業になった(注11)。

61年以後の推移は第2-A表に示されている。

第2-A表 奨励産業の推移 (累積)

区分 年月日	A 承認			B 契約完了		
	企業数	資本金 (1,000 パーツ)	雇用者 (人)	企業数	資本金 (1,000 パーツ)	雇用者 (人)
1961. 6.	108	1,450,367	21,928	80	1,070,067	18,964
6.30	128	1,796,167	35,738	96	1,313,467	20,841
9.30	149	2,109,867	37,580	111	1,343,467	23,146
12.30	158	2,170,167	38,902	120	1,361,467	23,867
1962. 2. 2	168	2,371,867	40,634	128	1,500,167	25,123
4.23	176	2,451,117	41,741	131	1,508,667	25,499
5.31	188	2,506,147	43,133	135	1,514,867	26,482
10. 1	204	2,558,309	43,436	152	1,559,339	27,031
11.27	209	2,575,609	45,119	161	1,640,869	27,880

第2-B表 各法による奨励産業

年月日		1961. 6. 8	1962. 4. 23	1962. 5. 31		1962. 11. 27
54年法	企業数	11	11	11	54年法	11
	登録資本金(1,000パーツ)	363,245	363,245	363,245		363,245
58年布告	雇用者(人)	1,470	1,470	1,470	58年布告	1,470
	企業数	69	68	68		65
60年法	登録資本金(1,000パーツ)	706,822	682,822	682,822	60年 62法	647,404
	雇用者(人)	17,494	17,374	17,373		16,030
合計	企業数	0	52	56	合計	85
	登録資本金(1,000パーツ)	0	462,600	468,800		630,220
合計	雇用者(人)	0	6,655	7,638	合計	10,380
	登録資本金(1,000パーツ)	80	131	135		161
		1,070,067	1,508,667	1,514,867	1,640,869	
		18,964	25,499	26,482	27,880	

(出所) Ministerial Information.

このうち、契約完了のものだけを、各奨励法ごとにとりまとめたのが前ページに掲げた第2-B表である。

これによると、58年布告による奨励産業は減少し(とくに62年法公布以後) 昨年の11月には65企業となったが、60年法および62年法による奨励産業は急増し、昨年4月末には52企業、11月末には85企業の多きを数えるにいたり、奨励産業は161企業、資本金約16億バーツ強、雇用者2万8000人弱となった。

このレポートでは当然この161の奨励産業を対象とすべきであるが、資料入手の関係から、主として4月23日現在の資料を用いて分析を進めることにした(注12)。

これらの奨励産業は、すべてが新規設立のものというわけではない。拡張部分についても奨励を受けることができるから、同一企業が、新規・拡張・あるいは拡張・拡張と、2度以上にわたって奨励を受けることもありうる。たとえば、前者では、Dhonburi Textile Mills Ltd. が、後者では、The Siam Cement Co., Ltd. がある。

ここでは、一応別企業として数えているので、実際の企業数は、132より下廻ることは明らかである。新規・拡張による分類を各法ごとに示したものが第3表である。

第3表からみるかぎり 拡張に対する新規の割合は漸増している。

第3表 奨励企業の新規・拡張による分類

法 律	新 規	拡 張	計
54年法	7	4	11
58年布告	46	23	69
60年法	38	14	52
合 計	91	41	132

(出所) Ministerial Information.

第4表 工場完成の奨励企業(累積)

区 分 歴 年	A 承 認	B 契 約 済 み	C 工場完成*
1959		32	0
1960		80	42(18)
1961	149	111	67(24)
1962	176	131	79(27)
1963	—	—	123(41)
1964以後	—	—	150(50)
不 明	—	—	155

(注) 括弧内は拡張につき奨励を受けたもの。

(出所) \* *Far Eastern Economic Review*, 1963. 1. 24, p. 150.

これらの奨励産業は、どの程度操業を開始しているのだろうか。今これをプラント完成の時期別に分類してみると第4表のようになる。

このように、1954年に初めて公布された奨励法は、3回にわたる改正を重ねた結果ようやくその効果を発揮しはじめているが、これら130あまりの奨励企業は、タイ国経済において、いったいどれだけの意味を持つものであろうか。以下の小節において、奨励企業の資本金と雇用者数から、このことを探ってみることにする。

(2) 奨励産業の国民経済にしめる位置を保とうとする場合に色々のアプローチがあろうが、いずれにしてもその投資活動すなわち、投資量と投資の方向が問題となろう。しかし残念ながら、奨励産業はまだ歴史が浅く、その投資活動は詳らかでない。

そこでここでは、まずその企業の活動の基盤であり、同時に制約条件である資本金と雇用者数から将来を予測することにする。

まず資本金についてみよう。

第2-A表から1企業あたりの資本金を求めると約1000万バーツとなる。奨励は既述したように、新規のみならず、拡張についても認められているので、実際の企業の資本金はあらわしていない。各法の新規・拡張ごとに資本金による分類を行な



第5表 資本金による分類  
(単位: 1,000パーツ)

法律	資本金							不明	合計
	2,000以下	2,000 5,000	5,001 10,000	10,001 20,000	20,001 30,000	30,001 40,000	40,000以上		
54年法{新 拡	—	1	1	1	1	—	1	2	7
	1	1	1	—	1	—	—	—	4
58年布{新 告	7	10	13	6	5	2	2	1	46
	3	11	5	3	—	—	1	—	23
60年法{新 拡	15	8	4	1	—	—	1	9	38
	1	6	1	2	—	—	1	3	14
合計{新 拡	22	19	18	8	6	2	4	12	91
	5	18	7	5	1	—	2	3	41
総計	27	35	25	13	7	2	6	15	132

(注) 新・拡はそれぞれ新規設立および拡張に相当する。

(出所) Ministerial Information.

ったものが第5表である。各法ごとの目立った特徴は見出せないが、新規・拡張別にみると、拡張の資本金一増資が新規設立とほぼ同等の大きさを示していることがわかる。これは既存企業がかなりの高利潤を上げていることを示すものといえよう。

ところで奨励産業の資本金はタイの国民経済の規模の内どれくらいの大きさをしめるものであろうか。過去数年のタイ国の国民総支出をみると(注13)、1952年には約320億パーツ、1957年には約420億パーツであるが、このうち国民総支出に対する粗投資率は12~15%であって、民間投資はそのうちの約3分の2をしめる。そして1952年から1957年にいたる6カ年間の投資額は約194億パーツ、年平均32億パーツ弱となっている。これはもちろんあらゆる分野への投資を含んでいるから、工業部門への投資は当然これを下回っている。一方奨励産業の総資本金は15億パーツであるが、このうちとくに60年法による最近1年間の総資本金は4億6000万パーツ、1企業平均900万パーツとなっている。もちろん奨励産業はすべてが製造工業ではなく、後に見るように業種は多岐にわたっている。またこれら資本金は実際にはまだ払い込

みが終わっていないと思われるし、またたとえ払い込みが完了したところで、それがそのまま投資額となるわけではない。したがって国民所得分析の投資額と直接比較することは無意味であるが、資本金が企業活動の基盤であることを考えれば、今後活動を開始しようとする、あるいは活動を開始している奨励産業が、国民経済の循環のスケールに比して、相当大きいものだということがいえ

第6表 製造工業にける業種別現状 (1957年)

業種区分	企業数	雇用数
製材工業	1,736	130,154
精米工業	4,921	58,459
印刷工業	484	17,288
砂糖工業	1,521	12,685
織物工業	409	12,470
製粉工業	1,336	11,982
製陶工業	90	11,694
エンジン修理	528	7,219
鑄物および機械	810	6,931
鍛冶屋	778	3,803
製氷工業	388	3,199
炭酸飲料	143	1,946
その他	2,816	38,108
合計	15,960	315,938

(出所) IBRD Reprt. p. 90.

第7表 プラナコン県およびトンブリ県の製造工業企業数

年 度	1958	1959	1960
タイ人所有	1,557	2,050	2,233
外国人所有	4,148	4,865	5,069
合計	5,705	6,915	7,302

(出所) 国民経済開発審議会、『1960年度経済調査報告書(タイ語)』, 61ページ。

第8表 プラナコン県・トンブリ県の製造工業従業員数

年 度	1958	1959	1960
男	33,601	38,700	41,441
女	11,336	14,215	16,426
子供*	4,006	4,278	4,427
合計	48,943	57,193	62,294

(注) \* 何才以下を子供とするかははっきりしない。

(出所) 前掲、『経済調査報告書』, 61ページ。

る。

そしてそのことは、雇用者数から分析することによって、より一層ははっきりとしてくる。1957年現在の製造工業における企業数と雇用状況は第6表にしめす通りである。

その数1万6000、雇用者数31万6000人である。ちなみに、最近のプラナコン県およびトンプリ県の状況は第7表と第8表に掲げる通りである。しかしタイの工業は家族労働を用いる中小企業が多く、前掲世銀報告書にも「タイの工業は非常に小規模のものから出発し、しかもなおその総生産量と雇用は比較的小さいものである。上記表の1万5960の工場中、わずかに306または2%が50人以上を雇用する大クラスに属している」と報告している(注14)。

一方、産業投資奨励法によって奨励を受けた企業はわずか131に過ぎないが、雇用者数は2万5500人であり、平均従業員は約200人である。今これを詳細に調べたものが第9表である。

第9表 奨励企業の従業員規模による分類

規模 (人)	規模										合計
	不明	50以下	51-100	101-200	201-300	301-400	401-500	501-1,000	1,001以上		
54年法	2	1	2	4	2	0	0	0	0	11	
58年布告	4	11	12	14	11	8	0	5	4	69	
60年法	14	9	12	8	2	2	2	2	1	52	
合計	20	21	26	26	15	10	2	7	5	132	

(出所) Ministerial Information より作成。

これによると50人以下の企業はわずかに21企業をしめるのみであり、2000人以上を雇用するものさえ見受けられる(注15)。これらの奨励産業は先に述べたように拡張部分の奨励を受けた企業も含むから、実際の1企業あたりの従業員数はこれを上回っていることは明らかである。

このように資本金額および雇用者数からみたこれら奨励産業は、タイ国経済にこれまでにない大

規模な産業であり、もしこれがフルに活動を開始すれば、当国経済に軽視することのできない比重をしめるものといえよう。

(3) 次に奨励産業の業種についてみることにする。

投資奨励法でいう産業は必ずしも製造工業に限られるものではない(注16)。それは農業牧畜、漁業、運輸、観光施設等かなり広範囲にわたる業種を含んだものである。第10表は奨励産業を業種別に分類したものであるが、これからもわかるように奨

第10表 奨励産業の業種別分類

業種	年月日	
	62年6月	62年10月
I 金属工業	27(5)	30(8)
A 鉄鋼業	11(4)	13(6)
B 自動車組立および部分品	5(0)	6(1)
C アルミニウム	1(0)	1(0)
D その他(ボルト・ナット)	10(1)	10(1)
II 電気工業	14(2)	16(2)
A 冷蔵庫	3(0)	5(0)
B バッテリーおよび電球	7(2)	7(2)
C 電気用品	4(0)	4(0)
III 加工食品工業	29(9)	34(11)
A 砂糖	14(5)	14(5)
B 製粉	7(3)	8(4)
C ミルク	2(1)	4(1)
D その他	6(0)	8(1)
IV 繊維工業	26(12)	29(15)
A 紡績・紡織	22(10)	24(12)
B その他(麻袋)	4(2)	5(3)
V 観光・運輸	7(2)	10(2)
A ホテル	7(2)	9(2)
B 海運	0(0)	1(0)
VI その他	29(11)	36(12)
A セメント	4(3)	4(3)
B 陶器	2(2)	2(2)
C 化学	4(2)	5(3)
D ココナット繊維	2(0)	2(0)
E 皮革	0(0)	1(0)
F ガラス	2(0)	2(0)
G 精油	1(0)	1(0)
H ペイント・インキ	3(0)	3(0)
I 紙	0(0)	2(0)
J 真珠養殖	1(0)	1(0)
K 製薬	3(0)	3(0)
L ゴム製品	3(2)	3(2)
M 木材加工	4(2)	7(2)
合計	132(41)	155(50)

(注) 括弧内は拡張奨励。

(出所) Ministerial Information おびよ前掲 Far Eastern Economic Review, 1963. 1. 24 より。

励産業たることを承認された企業の業種は、多岐にわたっている。

精糖、製粉(小麦粉、タピオカ粉)紡織の3業種は、第6表からもわかるようにタイ国ではすでにある程度成立している産業であり、ここでもこれら3業種は奨励産業の約3分の1の43(18)企業をめている。したがって当然のことながらこれらには拡張奨励が多く含まれる結果となっている。

しかしタイの伝統的産業のうちでも製材、精米業については、1件も見受けることができない。

金属工業、電気工業はタイ国では比較的新しい業種であり、これらの業種における拡張奨励は新規設立にくらべて少なくなっている。

金属工業は27(5)企業であるが、これはボルナット、釘などの部分品工業、自動車などの組み立て工業、圧延、亜鉛引き鉄板、製鋼を含む鉄鋼業からなっている。

電気工業は14(2)企業であるが、これは、冷蔵庫業、バッテリー、乾電池、およびその他の電気器具から成っている。

その他の業種は29(11)企業であるが、このうち主な業種をひろってみると、セメント工業4(3)、化学工業4(2)、木材加工業4(2)があげられる。セメント工業の中には、The Siam Cement Co., Ltd.の2回にわたる拡張奨励が含まれている。木材加工業というのは、寄木床板、合成樹脂滲透板、竹およびとう細工などである。

このようにタイ国における工業化の方向は伝統的な産業の育成という方向のみならず、金属工業、電気工業、化学工業といった新しい産業への多様化を示唆している。またタイ国産の原材料については、徐々に複雑な加工段階へと進む傾向を、金属、電気等の新業種については、部分品製造とか、組み立て業とかいった技術的にみて比較的に簡単

なところから始まっていることが特徴である。

タイ国は元来石油、石炭、鉄鉱石という重要な天然資源に恵まれていない。したがって工業化も国産原料品を主として使用する工業、あるいは国内で多く需要される消費物資の製造工業の部門における民間投資の促進<sup>(注17)</sup>がその基本的な方針とされている。第10表でみるかぎり奨励産業の業種は、一応この基本線に一致しているといつてよからう。

(4) 最後に奨励産業における外国資本の影響についてみることにする。

タイ国の工業化も他の後進諸国と同様に戦後進められてきたが、その際外国の資本と技術抜きには考えられなかった。1958年のバンコック・トンブリ地区の製造工業企業数は5702であるが、そのうち約9割が戦後の設立であり、また約7割が外国人によって所有されている。

奨励産業にも、外国資本の影響がいちじるしく見られる。前記第10表の業種分類にしたがって、

第11表 プラナコン・トンブリ両県の製造工業(1958年)

1958年 製造工業企業数	所有関係		設立時期	
	外国人	タイ人	戦前	戦後
5,702	4,146	1,556	512	5,190

(出所) Board of investment, *Brief Information Concerning Investment in Thailand*, 1959.

第12表 外国資本を含む奨励産業

業種	分類	企業数	外国資本を含むもの
I	金属工業	27	14
II	電気工業	14	7
III	食料加工業	29	15
IV	織物工業	26	13
V	観光運輸	7	1
VI	その他	29	14
合計		132	64

(出所) 前掲 *Far Eastern Economic Review*, 1963. 1. 24 より。

奨励産業のうち外国資本の参加しているものを示すと、第12表のようになる。これより、ホテル業を例外とすれば、ほとんどの業種の約半数が、なんらかの形で外国資本の影響を受けていることがわかる。

Ministerial Information から作成した他の資料によれば、奨励産業の国籍はタイ(50)、タイ・中国(42)、タイ・その他の国(20)、その他外国(6)、不明(14)、であって、132企業中68が外国資本の参加しているものと考えられる。

また外国資本としては中国系が圧倒的多数をしめている<sup>(注18)</sup>。タイ国籍のものであっても、実際は華僑系資本が支配しているという可能性も考えられるが、現段階では確かめることはできない。

第13表 奨励産業における外国投資額 (1962年10月)

国 別	投資額 (1,000バーツ)	このように奨励産業における外国資本の参加
中 国	72,182	はいちじるしい
日 本	53,501	ものがあるが、
ア メ リ カ	30,275	さらに見逃して
ス イ ス	20,039	はならないこと
イ ン ド	12,000	は、これら奨励
デンマーク	11,250	
そ の 他	39,961	
合 計	239,208	

産業が外国資本の参加のみならず、外国の技術者および熟練工を多数雇用していることである。

これも業種により当然若干の差異は認められるが、ほぼ全雇用者の1割弱をしめている。これは後進諸国が工業化を促進しようとする際に、さけることのできない結果であろう。

## 要 約 と 結 論

さて今までに産業投資奨励法の今次改正にいたるまでの経緯ならびに主な改正点にふれたのちに、この奨励法によって企業活動を開始しようと

している奨励産業の実体についてみてきた。そして奨励産業が、資本金、雇用者のいずれの面からみても、現在のタイ国の経済の規模の中で無視することのできない比重をしめていること、また奨励産業が伝統的な業種のみならず、工業化政策にそって、どんどん新しい業種に拡がっている事実を観察した。

すなわち、奨励産業は製造工業部門における規模の拡大化と多様化を示唆している。これによる雇用と所得の増大、またそれによる需要の増加は、国内の未利用資源の活用、潜在力の顕現化とあいまって、タイ国の志向する国内需要にささえられ、国内資源の利用による工業化(それは必然的に軽工業化を意味しよう)の可能性を持つものである。

しかし結晶だねは未飽和の溶液に入れられても結晶を生じることができないように、経済の成長はひとり工業化のための民間投資助成によってなしとげることはできない。他部門の整備充実は欠くことのできない要素であるが、それ以上にここでタイ国経済にとってとくに見落せない重要な問題は、今後奨励産業がどのような活動を営んで行くかということと同時に、国内の資本蓄積の不足が、外国資本(とくに中国の)と技術の流入をまねくことを防ぎえないという結果を生んでいることである。これは国内に蓄積されるべき資本の逃避の可能性をはらんでいるといってもよからう。したがって資本技術の自由な流出入を保証している産業投資奨励法は、経済自立への道を示すものであると同時に経済的従属におちいる危険性をはらんでいるのではあるまいか。

(注10) 本節で使用した Ministerial Information は次の通りである。

Ministerial Information, Bangkok secretary office, No. 2045, No. 2073, No. 2097, No. 2163,

No. 2164, No. 2183, No. 2214, No. 2223,  
 No. 2269, No. 2273, No. 2316, No. 2344,  
 No. 2364, No. 2382, No. 2402, No. 2408,  
 No. 2427, No. 2507, No. 2538

(注11) 奨励を受けようとする企業は、次の順序を  
 ふまなければならない。

(1)申請—(2)承認—(3)契約書への署名もしくは奨励証  
 書の交付—(4)工場完成、第4表参照。

今までのところ、(2)から(3)までおよそ半年の月日を  
 必要としている。(3)から(4)は新規・拡張あるいは規  
 模により不確定である)したがって(2)に関する統計資  
 料は(3)のそれよりも約半年の先行数値として用いるこ  
 とができる。しかし資料上の制約とその正確度、さら  
 には(3)の段階の企業といえども実際の活動開始が相当  
 遅れるという諸事情を考えるなら、(3)の段階の企業に  
 ついてのみ考察しても、当面の問題にはじゅうぶん過  
 ぎると思われる。したがって以下、契約完了もしくは証  
 書発行済みの企業を奨励産業として分析を進める。

(注12) 4月23日現在の奨励産業数131はであるが、  
 58年布告によるものを69のまま用いているので、奨励  
 産業の数は132企業となる。同様に10月1日現在の奨  
 励産業は155となっている。

(注13) 前掲 I.B.R.D. Report, p. 265 参照。

(注14) 前掲 I.B.R.D. Report, p. 89.

(注15) 産業投資奨励法の適用を受ける企業は一定  
 規模以上を持つことを要求されている場合があること  
 はすでに述べた。詳細については前掲官報を参照。

(注16) The Industrial Investment Promotion Act  
 B. E. 2505 第4条参照。

(注17) 国民経済開発審議会報告、『タイ国経済開  
 発計画』、外務省経済局アジア課、昭和37年、32ページ。

(注18) 資本の持分比率は各企業によって異ってい  
 る。51対49のものもあれば、99対1のものもあるが、  
 今はすべて同一の範疇に入れた。

(アジア経済研究所調査研究部動向分析室)

## マラヤ・シンガポールの経済開発

— 調査研究報告双書 第29集 —

松 尾 弘 編

第1章 経済開発の背景.....	清水川繁雄
—政治的要因・経済的要因・社会的要因—	
第2章 経済開発の特徴.....	松 尾 弘
—戦後初期の開発計画・本格的経済開発の準備・マラヤ連邦の第1次5カ年開発計画 総説・第1次5カ年開発計画各説・シンガポールの経済開発・開発計画の特徴—	
第3章 経済開発の進捗状況.....	山岡喜久男
—第1次5カ年計画進捗状況総説・第1次5カ年計画進捗状況各説・第2次5カ年計 画・第2次5カ年計画をめぐる国会の論戦・シンガポールの4カ年開発計画—	
第4章 経済開発上の問題点.....	松 尾 弘
—問題のとりあげ方・多民族社会と多民族経済の国・マレー人の伝統的社会と「飛躍」 の問題点・マラヤ経済における外国資本と資本流出の問題—	
第5章 経済開発における対外関係.....	吉 村 泰 明
—経済開発における対外関係の歴史・経済開発における欧米との関係・経済開発にお ける日本との関係・経済開発における対外政策—	
第6章 マラヤ鉱産資源開発論.....	大 岩 泰
—序論・マラヤ鉱産山業概説・戦後における客観的基礎的条件の変化・長期経済開発計 画と鉱産資源の開発・マラヤ地区鉄鉱石資源開発論・結論—	